

京都市都市経営戦略会議規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第78号

京都市都市経営戦略会議規則の一部を改正する規則

京都市都市経営戦略会議規則の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 交通政策監

第4条第2項及び第5条第7項中「第7号」を「第8号」に改める。

別表第3号を次のように改める。

(3) 総合企画局政策推進室政策調整課長

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(総合企画局政策推進室政策調整課)